



広報かさま お知らせ版

笠間市



問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から Tel 0296 (77) 1101 または Tel 0296 (72) 1111

岩間地区から Tel 0299 (37) 6611

■お知らせ

- ① 農業振興地域整備計画の総合見直しを行います
- ② 栗産地強化支援事業(栗苗植栽補助事業)の説明会を行います
- ③ ごみを出すときは「ごみの分け方、出し方」を確認しましょう
- ④ 65歳以上の方は笠間日動美術館・春風萬里荘の入館料が無料になります
- ⑤ 笠間観光協会臨時職員を募集します
- ⑥ 木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します
- ⑦ 木造住宅耐震診断事業を実施します
- ⑧ 住宅・店舗リフォーム促進補助金をご利用ください
- ⑨ 健康診査(7月分)を実施します
- ⑩ ひきこもりがちな方の心の相談・就労に向けての相談会を開催します

■趣味・体験

- ⑪ 大好きいばらき就職面接会
- ⑫ 認知症サポーター養成講座
- ⑬ 健康講座 腰痛予防教室
- ⑭ スポーツ吹矢体験教室
- ⑮ 2019 笠間フレンドシップインディアカ交流大会
- ⑯ 合気道教室
- ⑰ 星の図書館Ⅱ
～星好きアーティスト達の星のアート展
- ⑱ 茨城郷土部隊の戦時史料展
- ⑲ 友部駅前フリーマーケット
- ⑳ 第47回花と緑の環境美化コンクール
- ㉑ 第14回全国手話検定試験
- ㉒ 読み語りの会 プラスワン
- ㉓ 酒米田んぼのオーナー制度
「生きもの田んぼ鑑定会」
- ㉔ ハープコンサート

① 農業振興地域整備計画の総合見直しを行います

市内の優良農地は、「笠間農業振興地域整備計画」に基づいて保全されています。この計画はおおむね5年ごとに調査を行い、総合的な見直しを行います。

この計画で設定されている農業振興地域内の農用地は、原則として農地の転用が認められていないため、農地を農業以外の目的で利用する場合は、事前に農業振興地域内の農用地からの除外(農振除外)の手続きが必要です。

農振除外手続き

「農振除外」の受け付けは例年4月下旬、8月下旬、12月下旬を期限としていますが、計画の総合見直しに着手すると、1年間半程度、「農振除外」手続きの受け付けができなくなります。そのため、令和元年度(2019年)から翌年度(2020年)にかけて、農地の転用を予定している場合は、8月20日(火)までに「農振除外」の手続きを行ってください。

※農振除外要件を満たしたうえで、農地法をはじめ、その他関係法令の許可見込みがないと農振除外はできませんので、農地の選定は十分に検討してください。

申・問 農政課(内線540)